

**令和7年度 第2回 大阪市障がい者施策推進協議会地域自立支援協議部会
(大阪市地域自立支援協議会) 会議要旨**

1. 日時：令和8年2月27日（金）午前10時から正午
2. 場所：大阪市役所 屋上階 P1 共通会議室
3. 出席委員：
 - ・会場参加
井上委員、岡委員、北野委員、京谷委員、酒井（京）委員、酒井（大）委員、潮谷委員、
鳥屋委員、藤野委員、船戸委員、山田委員
 - ・Web参加
藤井委員

【議題1 各区地域自立支援協議会から報告のあった市の施策として取り組むべき課題について】

<主なご意見>

- ・各区地域自立支援協議会では、個別事例の検討にあたり、教育関係者の方にも招集を依頼することがある旨、情報発信していただきたい。
- ・個別避難計画の進捗状況を要支援者の種別ごとに把握することや、作成後の更新の仕組みを検討するなど、各区任せにせず市としても取り組んでいく必要がある。
- ・障がい者基幹相談支援センター職員が、触法障がい者への支援体制を確保できるよう研修等の拡充をしていただきたい。
- ・障がい者の自立を支援するという視点は触法障がい者への支援も同様であり、関係機関がお互いに立場や状況を理解したうえで連携を図ることが重要。
- ・障がい者福祉施設従事者等による虐待が疑われる事案について、通報後の対応を、事業所、障がい者基幹相談支援センター、地域活動支援センターへ周知していただきたい。
- ・次年度に向けて、各区から挙がってきた課題について整理し、解決に向けての取組について検討するワーキングの開催を検討していただきたい。

【議題2 地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた取組について】

<主なご意見>

- ・サービスにつながっていない方の把握と、アプローチ方法を検討する必要がある。
- ・緊急時の受入れについて、短期入所は相対的に足りておらず、空きが無いため対応が困難。運営上、空床を確保しておくことはできない。

【議題3 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定める障害者支援施設等に準ずる者の認定について】

《非公開》

【議題4 報告事項】

- ・総量規制は、良質な支援を実施する事業所の増加も妨げることになる。サービス提供の実態把握や、指定・指導による質の確保・向上にきちんと取り組んでいただきたい。
- ・10月から新設された就労選択支援事業の利用が促進されるよう、各区の窓口できちんと説明するよう改めて周知していただきたい。
- ・出所者受入による加算を目当てに意見書の作成を求めてくる就労系サービス事業所があり、取り扱いには注意が必要である。
- ・サービス提供事業者は、相談支援事業者側に個別支援計画を交付することが義務化されているため、それをもとに、相談支援側とサービス提供側がきちんとコミュニケーションを図る機会を作ることが質の確保につながるのではないか。
- ・計画相談支援については、必要としている人も使えていない実態もあるので、継続して検討をしていただきたい。